



品目分類について

- ◎HS条約と関税率表
- ◎通則の概要

大阪税関 業務部 関税鑑査官部門

2023年3月

品目分類について（HS条約と関税率表）

1. 品目分類とは

輸入貨物の**税番を決定**し、関税がかかるか否か、かかるとすれば何パーセントの税率がかかるかを決定すること。

2. 品目分類の重要性

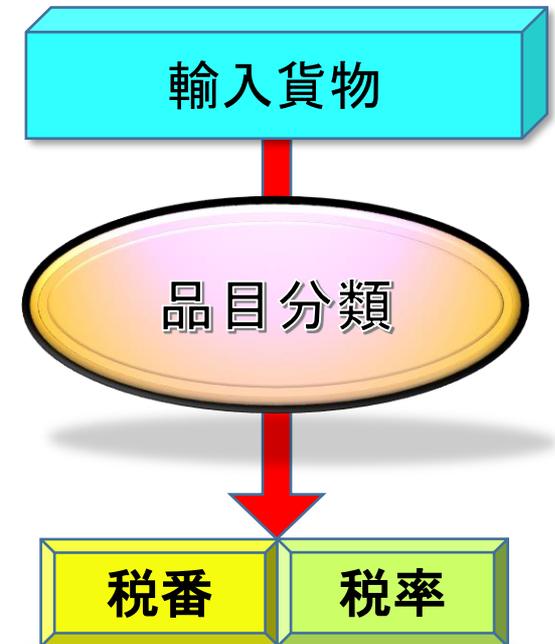
分類による**税番**によって**税率が決定**



(分類により)**税額**が決定



誰が輸入しても「**同じ物品は同じ税番**」



品目分類について（HS条約と関税率表）

3. HS条約とは①

国際貿易で国ごとに異なる品目分類



不統一な税番適用のおそれ



円滑な国際貿易を阻害



国際的にも同じ物品は同じ税番とするための国際的に公平で、かつ統一された分類システム

1988年1月、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）」発効

(International Convention on the **H**armonized
Commodity Description and Coding **S**ystem)

品目分類について（HS条約と関税率表）

3. HS条約とは②

(1) HS条約の構造

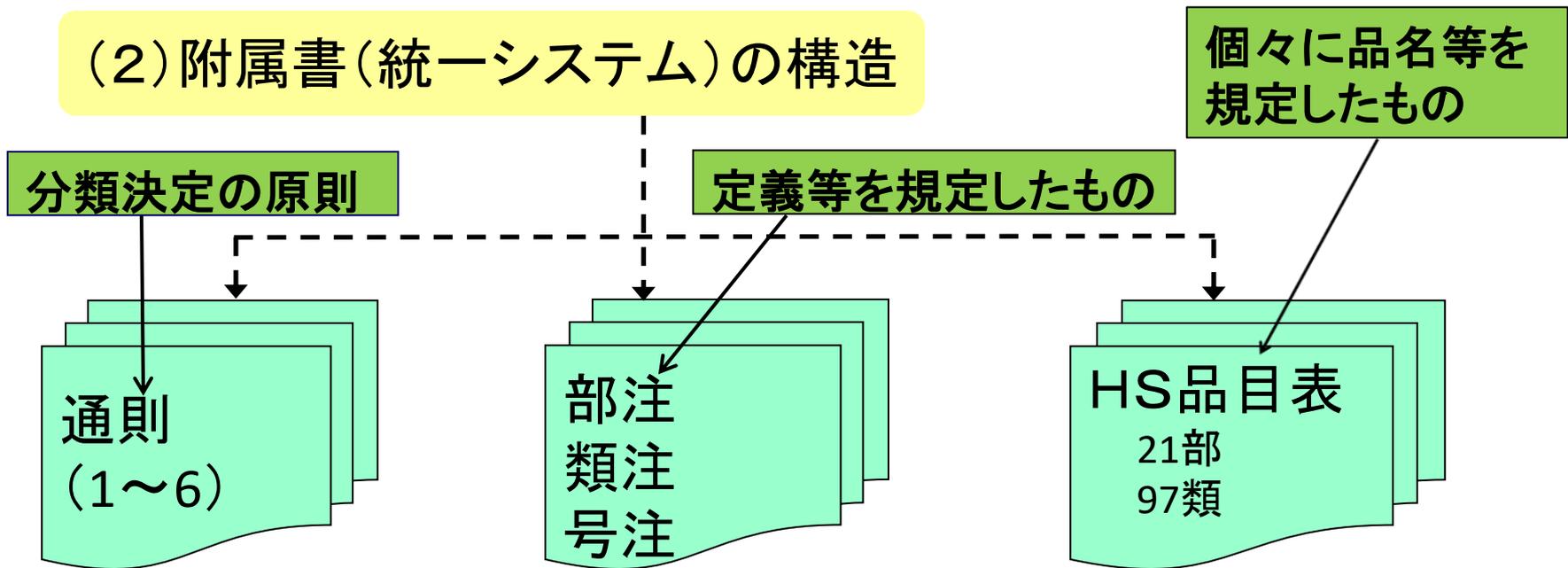
本文

・前文

・第1条から第20条

附属書(統一システム)

(2) 附属書(統一システム)の構造



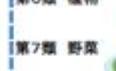
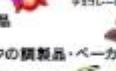
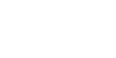
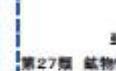
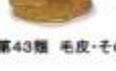
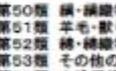
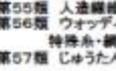
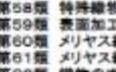
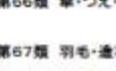
(その他、「統一システム解釈のための解説書」や「分類に関する意見書」により補足)₄

品目分類について (HS条約と関税率表)

3. HS条約とは③

(3) 品目表の概要

数字が小 → 大 (加工度がアップする傾向)

生きてるもの～食品関連等		化学品関連等		衣類・靴等身につける製品等		石製品、金属製品、機械、その他の製品		
第1部 第1類 生きてる動物  第2類 肉  第3類 魚  第4類 酪農品等 食用の動物性生産品  第5類 その他の動物性生産品  第15類 油脂 	第2部 第6類 植物  第7類 野菜  第8類 果実  第9類 茶・香辛料  第10類 穀物  第11類 穀粉 第12類 糠・飼料用植物 第13類 樹液・エキス 第14類 植物性生産品  第3部 第15類 油脂  第4部 第16類 肉・魚等の調製品  第17類 糖類・砂糖菓子  第18類 ココア・その調製品  第19類 穀粉・穀物・ミルクの調製品・ペーカリー製品  第20類 野菜・果実の調製品  第21類 各種の調製食品 第22類 飲料(酒類含む)・食料 第23類 食品から出たくず・調製飼料 第24類 たばこ 	第5部 第25類 塩・土石類  第26類 鉱石  生鉱物 第27類 鉱物性燃料  第6部 第28類 無機化学品 第29類 有機化学品 第30類 医薬用品  第31類 肥料 第32類 着色料・ペイント・インキ  第33類 香料・化粧品類  第34類 界面活性剤・ろう 調製洗剤  第35類 たんぱく系物質、 変性でんぷん・接着剤  第36類 火薬類  第37類 写真用の材料 第38類 各種の化学工業生産品  第7部 第39類 プラスチック・その製品  第40類 ゴム・その製品 	第8部 第41類 原皮・革 第42類 革製品・容器類  第43類 毛皮・その製品  第9部 第44類 木材・その製品  第45類 コルク・その製品 第46類 植物材料の製品  第10部 第47類 パルプ 第48類 紙・その製品 第49類 印刷物  第11部 第50類 絹・絹織物 第51類 羊毛・獣毛・これらの織物 第52類 綿・綿織物 第53類 その他の植物性紡織用繊維・その織物 第54類 人造繊維の長繊維・その織物 第55類 人造繊維の短繊維・その織物 第56類 ウォッディング・フェルト・不織布 特殊糸・網・ケーブルこれらの製品 第57類 じゅうたん、その他庄用織物  第58類 特殊織物 第59類 表面加工織物 第60類 メリヤス織物の衣類 第61類 メリヤス織物の衣類 第62類 織物の衣類  第63類 紡織用繊維のその他の製品 中古衣類  第12部 第64類 履物  第65類 帽子  第66類 傘・つえ・むち  第67類 羽毛・造花・かつら 	第13部 第68類 石の製品  第69類 陶磁製品  第70類 ガラス  第14部 第71類 貴石・黄金属・ これらの製品  第15部 第72類 鉄鋼 第73類 鉄鋼製品 第74類 銅・その製品 第75類 ニッケル・その製品 第76類 アルミニウム・その製品 第77類 鉛・その製品 第78類 亜鉛・その製品 第79類 錫・その製品 第80類 鉛・その製品 第81類 その他の非金属・その製品  第82類 非金属製の工具・道具  第83類 各種の非金属製品  第16部 第84類 原子炉・機械類  第85類 電気機器、音声・映像の 記録・再生・送信・受信機器  第17部 第86類 鉄道 第87類 自動車 第88類 航空機 第89類 船舶  第18部 第90類 光学機器・ 測定機器・医療用機器  第91類 時計  第92類 楽器 第19部 第93類 武器 第20部 第94類 家具・照明器具・ 寝具・プレハブ 第95類 がん具・運動用具 第96類 雑品 第21部 第97類 美術品・ことう 				

品目分類について（HS条約と関税率表）

4. HS条約と関税率表の関係

◎対応表

	世界での統一基準	日 本
根 拠	HS条約	関税定率法
品目表	附属書(統一システム)の HS品目表	別表 関税率表
解説書	Explanatory Notes (E. Notes)	関税率表解説
意見書	Classification Opinions (OP)	分類例規

品目分類について（HS条約と関税率表）

5. 関税率表の構成

2021年4月1日現在

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate				
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC
22.01	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香料を加えたものを除く。）、氷及び雪					
2201.10 000	鉱水及び炭酸水	3.2%		3%	無税	
2201.90 000	その他のもの	無税		(無税)		
22.02	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20.09項の果実又は野菜のジュースを除く。）					
2202.10	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香料を加えたものに限る。）					
100	1 砂糖を加えたもの	22.4%		13.4%		無税
200	2 その他のもの	16%		9.6%		無税
	その他のもの					
2202.91	ノンアルコールビール					
100	1 砂糖を加えたもの					
200	2 その他のもの					
2202.99	その他のもの					
100	1 砂糖を加えたもの					
200	2 その他のもの					
22.03						
2203.00 000	ビール					

部		第4部	調製食品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品
類		第22類	飲料、アルコール及び食酢
項(4桁)		2202	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20.09項の果実又は野菜のジュースを除く。）
号(6桁)		2202.10	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香料を加えたものに限る。）
国内細分		100	1 砂糖を加えたもの

号

項

類

国内細分

HS 2202.10 - 100

品目分類について（HS条約と関税率表）

6. HS条約の管理

- ・解釈が相違した場合の調整
- ・時代の変化への対応



WCO（世界税関機構（World Customs Organization））

7. WCOとは

- ・世界183カ国・地域からなる税関関連の国際機関
(2021年4月現在)
- ・各国・地域の税関制度の調和・統一及び国際協力の推進
により、国際貿易の発展に貢献
- ・1952年設立（日本は1964年に加入）
- ・本部はブリュッセル（ベルギー）

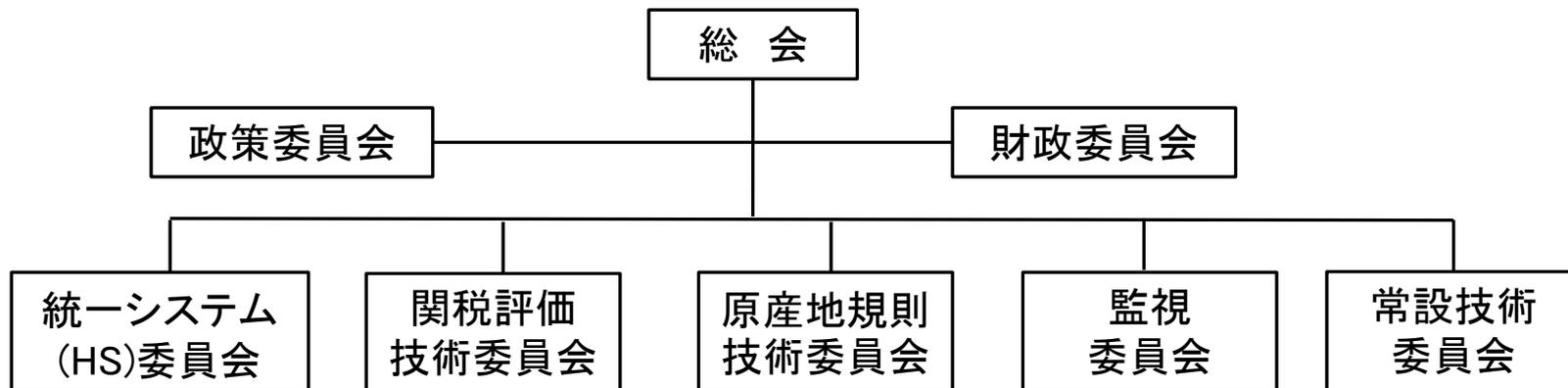


品目分類について（HS条約と関税率表）

8. WCOの主な任務

- (1) 関税分類や税関手続きに関する諸条約の作成、見直し
 - (2) 国際貿易の安全確保及び円滑化に関するガイドラインの作成
 - (3) 不正薬物及び知的財産侵害物品等の監視・取締りの国際協力、
関税技術協力の推進
- 等

(参考)WCOの主な機構



品目分類について（HS条約と関税率表）

9. 時代の変化への対応①

HS品目表は、時代の変化等に合わせて概ね5年に一度
改正

- ・技術革新による新規商品の登場
- ・国際貿易量の変化
- ・社会的要請

●過去の主な改正内容

- 1996年 オゾン層破壊物質、磁気カード等の明確化
- 2002年 デジタルカメラ、廃棄物等の明確化
- 2007年 マグロ、農薬、ハイテク関連機器等の明確化
- 2012年 リチウムイオン蓄電池、バイオディーゼル等の明確化
- 2017年 ハイブリッド車、ノンアルコールビール等の明確化



品目分類について（HS条約と関税率表）

9. 時代の変化への対応②

2022年HS品目表改正

- ・2022年1月1日よりHS条約加盟国において適用

HS2022改正における主要改正項目

- ・新規商品の分類明確化：
加熱式たばこ、電子たばこ等
- ・社会的要請（環境関連）：
電気電子機器のくず
- ・社会的要請（食料安全保障）：
食用の昆虫類及びその調製品
- ・社会的要請（テロ対策）：
暗視カメラ、無人航空機（ドローン）等



品目分類について（通則の概要）

1. 品目分類に必要な商品把握

成分

- ・何からできてるのか？
原料、成分割合、商品に特性を与えているのは何か

製法

- ・どのようにして作られたか？
製造工程、原料が変化したか、加熱、調理、etc

性状

- ・形、大きさ、重さ、色、etc

用途

- ・何に、どのように使うのか？
業務用、家庭用、小売用、医療用、子供用、etc

包装

- ・どのような包装か？

品目分類について（通則の概要）

2. 関税率表の解釈に関する通則

関税率表上における所属の解釈の基本

◆ 分類の基本的な国際ルール

HS条約のHS品目表の「統一システムの解釈に関する通則」
（条約附属書の冒頭）と同じ。

◆ 6つのルールで構成（通則 1～6）

◆ 通則1～5は、4桁（項）の所属を決定

◆ 通則6は、6桁（号）の所属を決定

品目分類について（通則の概要）

3. 通則の適用順位

項(4ケタ)を決定

優先順位

通則1 基本原則

通則2 項の範囲を拡大する規定

通則3 複数の項に属する場合の所属決定

通則4 該当する項が見当たらない場合の所属決定

通則5（収納容器、包装容器）

号(6ケタ)を決定

通則6（項のなかでの号の決定方法）

品目分類について（通則の概要）

通則 1

部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。この表の適用に当たっては、物品の所属は、項の規定及びこれに関係する部又は類の注の規定に従い、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。

関税率表解説

項の規定（4桁の記載）及びこれに関係する部又は類の注の規定が最優先

（例）

第1類 動物（生きているものに限る。）

注1 この類には、次の物品を除く...

(a) 第03.01項、...の魚...

(b) 第30.02項培養生物

(c) 第95.08項の動物

第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物...

第03.01項 魚（生きているものに限る。）

（参考）

第95.08項の動物とは、サーカス、動物園、その他類似の巡回動物ショーの一部を構成する動物である。

魚は動物ではあるが、第1類ではなく第3類に分類される。

品目分類について（通則の概要）

通則 2

- (a) 各項に記載するいずれかの物品には、未完成の物品で、完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するものを含むものとし、また、完成した物品（この2の原則により完成したものとみなす未完成の物品を含む。）で、提示の際に組み立ててないもの及び分解してあるものを含む。
- (b) 各項に記載するいずれかの材料又は物質には、当該材料又は物質に他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含むものとし、また、特定の材料又は物質から成る物品には、一部が当該材料又は物質から成る物品も含む。二以上の材料又は物質から成る物品の所属は、3の原則に従って決定する。

関税率表解説

- (a) 項の規定は基本的に完成品についてのものであるが、この規定により未完成の物品と未組み立ての物品も完成品の項に分類されることを規定している。例：サドルのない自転車、組立て家具一式
- (b) 二以上の材料又は物質から成る物品を一の材料から成る物品として分類できることを規定しているが、その決定方法は通則3によることを規定している。例：プラスチックと鉄からできたコップ

品目分類について（通則の概要）

通則 3

2(b)の規定の適用により又は他の理由により物品が二以上の項に属するとみられる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a) 最も特殊な限定をして記載をしている項が、これよりも一般的な記載をしている項に優先する。

ただし、二以上の項のそれぞれが、混合し若しくは結合した物品に含まれる材料若しくは物質の一部のみ又は小売用のセットの構成要素の一部のみについて記載をしている場合には、これらの項のうち一の項が当該物品について一層完全な又は詳細な記載をしているとしても、これらの項は、当該物品について等しく特殊な限定をしているものとみなす。

(b) 混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であって、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。

(c) (a)及び(b)の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

品目分類について（通則の概要）

通則 3

関税率表解説

通則3(a)

前段「最も特殊な限定をして記載をしている項が、これよりも一般的な記載をしている項に優先する。」とは、例えば種類による限定よりも名称による限定が優先されるということ。

例：電動バリカン(85.10項)は、手持電動工具(84.67項)や家庭用電気機器(85.09項)には分類されない。

後段「一の項が当該物品について一層完全な又は詳細な記載をしているとしても、これらの項は、当該物品について等しく特殊な限定をしているものとみなす。」とは、混合物や結合物品、小売用のセットの一部について特殊な限定をしている項があってもそれで全体を分類できないということ。

例：木とプラスチックでできた額縁は、木製額縁(44.14項)とプラスチック製品(39.26項)と記載的には木の方が限定された項があるが、素材の一部についてのものということで限定とみなさない。

通則 3

関税率表解説

通則3(b)

(a)で分類できない混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品については、重要な特性を与えているものから成るものとして分類する規定

☆重要な特性：物品の役割や用途、性質、成分割合、重量、価格などを総合的に勘案して判断

品目分類について（通則の概要）

通則3(b)が適用可能なもの

重要な特性

イ、混合物



ロ、異なる材料から成る物品

革とプラスチックとから成るベルト

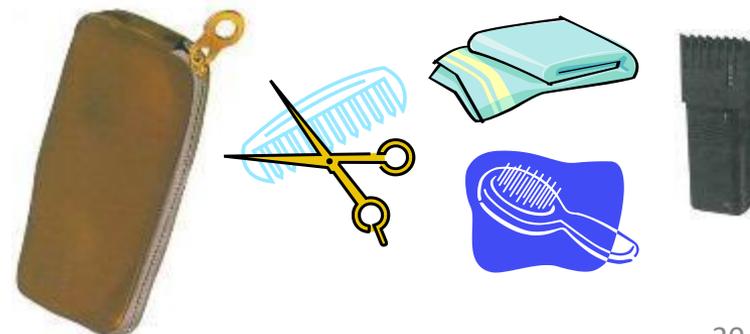


ハ、異なる構成要素で作られた物品

アルバム付き写真立て



ニ、小売用のセットにした物品



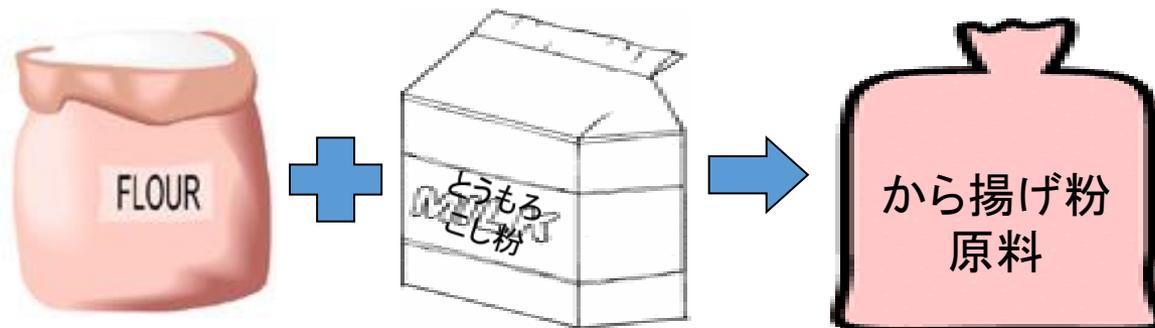
品目分類について（通則の概要）

イ、混合物

重要な特性

（例）から揚げ粉の原料

物品に重要な特性を与えているものは何か？



- ・ 小麦粉（第11.01項） 76%
 - ・ とうもろこし粉（第11.02項） 24%
- を混合攪拌した物（%は重量比）

選択肢：

- ①第11.01項（小麦粉）
- ②第11.02項（とうもろこしの粉）

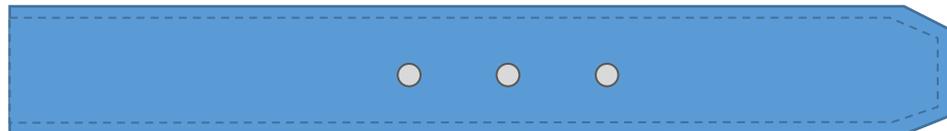
①に分類

重要な特性を与えているのは最大重量の小麦粉→通則 3(b)

品目分類について（通則の概要）

ロ、異なる材料から成る物品

（例） 革とプラスチックとから成るベルト



重要な特性

横断面



ポリウレタン0.15mm
皮革1.5mm
多泡性PVC1.5mm

厚さ1.5mmの床革に、
厚さ0.15mmのポリウレタンシートを接着し、
その反対側に厚さ約1.5mmの多泡性PVCを接着した
ベルトで、バックルは付いていない
（材料の価格構成比： 床革4 多泡性PVC1）

物品に重要な特性を与えているのは何か？ 厚さ、価格、機能のいずれか？

選択肢：

- ①第39.26項（プラスチック製衣類附属品）
- ②第42.03項（革製衣類附属品）

②に分類
重要な特性を与えて
いるのは革

ベルトに必要な要素とされる引張り、引き裂き強さ及び柔軟性をより多く
製品全体に付与しているのはどちらか？ 価格が高いのはどちらか？

（判断基準が1個とは限らない。）

品目分類について（通則の概要）

ハ、異なる構成要素で作られた物品

重要な特性

（例）アルバム付き写真立て



プラスチック製のアルバムを、
木製写真立て(前部)と木製裏表紙とではさんだもので、
アルバム部分には写真50枚が収納可能

物品に重要な特性を与えているのは何か？

重要な特性を決定するための要素は、物品の種類によって異なり、
性質(重量、容積、数量、価格等)又は役割(使用目的、用途)等により判断

選択肢:

- ①第39.26項(その他のプラスチック製品)
- ②第44.14項(木製の額縁)
- ③第44.21項(その他の木製品)

①に分類

使用目的及び用途から、
重要な特性を与えている
のはアルバム

品目分類について（通則の概要）

二. 小売用のセットにした物品

重要な特性

→ 特定の目的のために製品を取りそろえたもの

イ. 異なる項に分類される二以上の物品を、

ロ. ある特定の必要性を満たすため又はある特定の活動を行うため、

ハ. 一緒に組み合わせることで小売用に包装したもの（そのまま使用者に直接販売するのに適した状態に包装されているもの）。

(例) 理髪用セット 物品に重要な特性を与えているものは何か？

The image shows a collection of grooming items within a green border. On the left, there is a black electric shaver, a brown leather case, and a stick figure scratching its head. On the right, there is a blue comb, a pair of yellow scissors, and a folded light blue towel. Each item has a callout box with a question.

品名	項数
電気式バリカン	85.10項？
革製のケース	42.02項？
ブラシ	96.03項？
くし	96.15項？
はさみ	82.13項？
タオル	63.02項？

品目分類について（通則の概要）

通則 3

関税率表解説

通則3(c)

通則3(a)及び3(b)の規定により物品の所属を決定できない場合、属すると考えられる複数の項で数字が一番後ろの項に分類するという規定

例:「木」と「プラスチック」からなる額縁

※全く同一デザインで、材質ごとの面積差・大きな価格差等がないものとする。

「木製の額縁(44.14項)」、「プラスチック(39.26項)」のうち、後ろの項である「木製の額縁(44.14項)」となる。

品目分類について（通則の概要）

通則 4

前記の原則によりその所属を決定することができない物品は、当該物品に最も類似する物品が属する項に属する。

関税率表解説

項の決定については通則3までで分類できるように規定されているため、この通則が使用されることはほとんどない。

使用される場合は品目表の不備とも言えるため、HS改正にて品目表が修正されて対応されることがほとんどである。

例：炭化したとうもろこしの芯（44.02項）

第44.02項は木炭や植物性の殻又はナットの炭が分類される項であり、とうもろこしの芯から作る炭については記載がないが、他に分類される項がなく製法、性状等が類似であることから分類された事例

品目分類について（通則の概要）

通則 5

前記の原則のほか、次の物品については、次の原則を適用する。

- (a) 写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、製図機器用ケース、首飾り用ケースその他これらに類する容器で特定の物品又は物品のセットを収納するために特に製作し又は適合させたものであって、長期間の使用に適し、当該容器に収納される物品とともに提示され、かつ、通常当該物品とともに販売されるものは、当該物品に含まれる。ただし、この(a)の原則は、重要な特性を全体に与えている容器については、適用しない。
- (b) (a)の規定に従うことを条件として、物品とともに提示し、かつ、当該物品の包装に通常使用する包装材料及び包装容器は、当該物品に含まれる。ただし、この(b)の規定は、反復使用に適することが明らかな包装材料及び包装容器については、適用しない。

関税率表解説

(a)は、いわゆる専用容器が特定の条件を満たしていれば、収納する本体と一緒に本体のHSコードで分類されるという規定。

(b)は、ダンボール箱のような包装容器は、反復使用するものを除き個別で考えることなく包装する本体と一緒に本体のHSコードで分類されるという規定。

品目分類について（通則の概要）

通則 6

この表の適用に当たっては、項のうちのいずれの号に物品が属するかは、号の規定及びこれに関係する号の注の規定に従い、かつ、前記の原則を準用して決定するものとし、この場合において、同一の水準にある号のみを比較することができる。

この6の原則の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、関係する部又は類の注も適用する。

関税率表解説

通則1～5はHSコード4桁である項を決める際の規定だが、HSコード5桁目、6桁目の号を決める際にも準用するという規定

また、その際準用した通則で比較する桁数を5桁目なら5桁目同士、6桁目なら6桁目同士で揃えることを規定

品目分類について（通則の概要）

通則 6

「同一の水準にある号」とは、号の規定中の5桁目と6桁目は水準が異なることを示している。

	0105	家きん(鶏(ガルルス・ドメスティクス)、あひる・・・)
5桁目と6桁目では、5桁目が優先される。		1羽の重量が185グラム以下のもの
	0105. 11	鶏(ガルルス・ドメスティクス)
	0105. 12	七面鳥
＝掲名されている七面鳥であっても、重量が条件を満たさなければ通則3(a)を準用されることはない。	0105. 13	あひる
	0105. 14	がちょう
	0105. 15	ほろほろ鳥
		その他のもの
	0105. 94	鶏(ガルルス・ドメスティクス)
	0105. 99	その他のもの

文書による事前教示制度 ・税関HPのご紹介

事前教示制度について

○事前教示制度とは

昭和41年、申告納税方式の導入とともに、「関税の課税対象の多様性」、「新規商品についての税表分類の技術的困難性」を考慮し、適正かつ円滑な納税を確保するため導入された**輸入者のための制度**

○事前教示制度の種類

- ・ 口頭(含むeメール)による照会
- ・ 文書(照会書:税関様式C第1000号)による照会

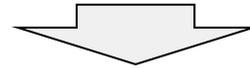
○事前教示の**対象外**貨物

- ・ 架空貨物 (「例えば・・・のようなもの」はダメ)
- ・ 不服申し立てや訴訟等の紛争中の貨物
- ・ **輸入申告中の貨物**

○文書回答と口頭回答の相違点

文書照会の
場合

関税鑑査官による文書回答の発出



- ・輸入申告に添付されれば、**通関審査の際、尊重**されます。
- ・回答に対する意見の申出が可能。

口頭照会の
場合

関税鑑査官等による口頭回答(含む電子メール)



- ・通関審査の際、**尊重されるものではない(あくまでも参考としての回答)**。
- ・回答内容に対して、意見の申出ができない。

問題が発生
しやすい

税関HPについて



- 税関局・税関について
- 全国の税関
- お問合せ
- 密輸情報提供

▼ 本文へ | 文字サイズ **標準** 拡大 | English

▶ サイトマップ



注目のキーワード

- ▶ 品目分類及び税率
- ▶ 経済制裁に伴う措置（北朝鮮、イラン、ロシア等）
- ▶ 最近増えている問合せについて
- ▶ 税関の名をかたった詐欺に注意！
- ▶ 災害関連情報
- ▶ 税関チャンネル（YouTube）の紹介

重要なお知らせ

新型コロナウイルス感染症関連情報



法令・政策等
について調べたい

水際の手続き
について調べたい

貿易統計
について知りたい

AEO制度
について調べたい

海外旅行の手続き
を知りたい

品目分類

お知らせ

- | | |
|------------|---------------------------|
| 2022年7月1日 | 事前教示にかかる照会書様式の一部を変更しました |
| 2022年1月20日 | HS2022改正ページを更新しました |
| 2021年9月24日 | 「HS2022年改正に係る説明会」受付開始のご案内 |

主要コンテンツへアクセスする



▶ 実行関税率表



▶ 関税率表解説・分類例規



▶ 関税分類のための資料を検索する



▶ 事前教示回答（品目分類）を検索する

品目分類のコンテンツ一覧



品目分類



関税分類の資料、事前教示回答、品目分類事例を調べたい



事前教示制度について知りたい



品目分類について知りたい



品目分類に関するお問合せ先



現在位置： [ホーム](#) > [輸出入手続](#) > [事前教示回答（品目分類）](#)

事前教示回答（品目分類）

事前教示回答（品目分類）では、公開可能な事前教示回答の内容（一般的品名、税番、貨物概要等）が検索できます。

[事前教示回答（品目分類）検索画面へ](#)

[検索キーワード集](#)

それぞれの項目には、以下の情報が表示されます。

事前教示回答項目

登録番号	事前教示回答書の登録番号
税関	事前教示回答を行った税関
処理年月日	事前教示回答書の作成処理が終了した日付
一般的品名	照会貨物の一般的な品名
税番	照会貨物の税番（9桁から成ります。）
関税率	処理年月日の属する年度（もしくは暦年）の関税率（年度（もしくは暦年）によって、税率が異なる場合があります。）協定税率の（ ）内の税率は、関税と日本国政府又はその代行機関が徴収する額との合計、又は、関税と調整金の合計を示しています。
内国税率	処理年月日の属する年度の内国税率（年度等によって、税率が異なる場合があります。）



財務省関税局・税関の組織

- ▶ [財務省関税局・税関の紹介](#)
- ▶ [関税中央分析所・税関研修所](#)
- ▶ [税関所在案内](#)
- ▶ [所管の法人に関する情報](#)



関税政策・税関行政

- ▶ [所管法令等](#)
- ▶ [特殊関税](#)
- ▶ [審議会・研究会](#)
- ▶ [政策評価（関税局・税関関連）](#)
- ▶ [国際機関（WTO・WCO）](#)
- ▶ [地域協力（APEC）](#)

事前教示回答事例(品目分類関係)

検索

※ 検索したい項目を選択し、キーワードを入力してください。

全項目

公開可能な事前教示回答の内容(一般的品名、税番、貨物概要等)のすべてを対象にして、キーワードが含まれている情報が検索されます。

複数のキーワードを指定する場合は、間にスペース(空白)を挿入してください。

複数のキーワードを指定した場合、絞り込み条件を指定してください。

一般的品名

一般的品名に限定して、キーワードが含まれている情報が検索されます。

複数のキーワードを指定する場合は、間にスペース(空白)を挿入してください。

複数のキーワードを指定した場合、絞り込み条件を指定してください。

貨物概要

貨物概要に限定して、キーワードが含まれている情報が検索されます。

複数のキーワードを指定する場合は、間にスペース(空白)を挿入してください。

複数のキーワードを指定した場合、絞り込み条件を指定してください。

税番

税番に限定して、キーワードが含まれている情報が検索されます。キーワードは単一のみでも、範囲で指定することもできます。

~

税番を2桁以上、9桁以下の数字で指定してください。

9桁に満たない場合は前方一致で検索されます。

登録番号

登録番号に限定して、キーワードが含まれている情報が検索されます。キーワードは単一のみでも、範囲で指定することもできます。

入力